

千葉県廃棄物処理施設設置等審議会

議 事 録

平成29年度 第4回

議題

- (1) 新井総合施設株の産業廃棄物最終処分場変更計画について

平成 29 年度 第 4 回千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 議事録

1 日 時

平成 30 年 1 月 30 日 (火) 14:00～16:40

2 場 所

千葉市中央コミュニティセンター 6 階 ホール (千葉市中央区千葉港 2-1)

3 出席者

審議会：6 名

事務局：生駒次長、森環境対策監

廃棄物指導課：長谷川課長、江利角室長、庄山主幹、高野主幹、小松主査、
玉沢主査、川股主査、多田福主査、金子技師、鈴木技師

環境政策課：松本主幹

君津地域振興事務所：佐久間主幹、田中副主幹

環境研究センター：大石上席研究員

4 議 事

(1) 新井総合施設㈱の産業廃棄物最終処分場変更計画について

5 議事要旨

(1) 新井総合施設㈱の産業廃棄物最終処分場変更計画について

事業者から変更計画の概要について、資料に基づき説明があり、各委員から意見が出された。

なお、本件の審議は終了となった。

委 員 19 ページの怒田橋の水質監視について塩化物イオンの予測値が基準のぎりぎり
で、ほとんど余裕がないが、本当に守ることができるか。流量が減った時に大丈夫
なのか。完全混合と説明があったが、水の流れは、なかなか混ざらないものだが、
何か混ぜるような工夫をするのか。

事業者 毎週、観測を行います。減量調整ということで、放流口において、合流放流槽を
経た水質は、COD、pH、塩化物イオンについて常時監視を行ってまいります。週 1 回
の検知管による検査で、超えないように現場での実測を行ってまいります。それと
灌漑期におきましては、処理水の放流量を減量調整いたします。減量調整につい
ては、当然、河川の流量も加味しなければなりません。現場で測定してきちんと守
っていくということで、取り組んでまいります。予測値自体は、この結果でありま
すが、現場での測定をきちんと行い対応してまいります。

なお、装置を着けたり、かき混ぜるといことは、今の時点では考えておりませ
ん。懸念されている怒田橋で、きちんと現場で確認いたします。

このような対策を採用するに至った。

明確な答えになっているかわかりませんが、量によって考えられた内容であると考えています。

また、埋立エリアを区分したブロック毎に採取した13試料の平均化のことについては、この説明資料に欠落していたことが一つ反省すべきところでもあります。今回、実際に断面で各層から採取したものがどういう状態で採取したのか、平面で示したかったのですが、例えば、排水機能を強化するための堅溝などの構造物が設置されておりまして。

その周辺の土質定数を見たいということから、区画分けした上で構造物を考慮しないでいたところから採取した試料を見て、確かに均一的な数値になっていないが、部分的には締固めを抑制している箇所から採取したところや、埋立てヤードとして続けたところの試料もございます。

その13試料を採取した時に、当然ながら悪いところもあるし、締固めができているところもある。それを平均化することによって、第Ⅱ期埋立地の実績値を基に第Ⅲ期でも同様に埋立を考えています。排水機能を有した上でやっていきたいということから、この数値を用いたということですので。お答えになっているのかどうかかわからないですが、まず書類の説明資料に少し不備がありました。反省いたします。

またそれぞれ取ったという特性のある物は、我々もそれを踏まえた上で平均化したかったということですので。

委員 堅溝にしろ、集排水管にしろ、ここに示されている面積にすれば、1%にも満たない。たまたまこういうものだという事であれば、一つの特記事項として記載し、埋立空間の中において、どのような密度分布又はC、 ϕ の分布というものがあって、このような形で一つの一様性が表現できるという事の準備建てをしなければならない。

事業者 一様性の部分はその層においてはどこの部分で、どのような環境下で採取した試料かについては、口頭では説明しましたが、それを示し切れていない部分があったと思います。

考え方をオブラートに包むわけではなく、採取したところはそういうところで採りましたという事なので、それぞれの定数については、バランスが取れていない事は、事実であります。

なおかつ、今回は採取した場所をこれまで示していなかったもので、各層のポイントを示しました。ただ、そこに構造体を含めた構造物等の表記が欠落していましたが、そこを踏まえた上で採取したものでした。

委員 空間的な分布を一つ作って見たらどうですか。

事業者 はい。

委員 ライナープレートのコンクリート巻き立ての厚さとあったが、どういう事柄を根拠にしているのか。

事業者 ライナープレートを設置する場所は、ほぼ硬い岩のところ、土圧を受けます。

ライナープレート自体の構造は、きっちりと計算して設定しておりますが、内側に 30 センチ厚のコンクリート、底に 50 センチ厚で柵のようなピットを造りまして、そこに碎石を充填する構造を考えて計画しております。

委員 計画地から久留里まで、地下水は 1500 年、到達に要するとのことだが、一つの透水係数を用いて試算しているが、その平均値の確からしさを定性的にでも確認していただきたい。

事業者 計画地から久留里の井戸群までの距離が約 6 キロあり、到達時間は現場の 2、3 カ所の揚水試験結果の透水係数を加味し、計算したところ約 1500 年でした。

委員 現場で透水試験を行ったことは、おおいに結構である。まさにジャストポイントにおいては、正解そのものである。しかし、スケール的な意味合い、対象となっている層の広がりを見ると決して一様ではない。

例えば、地層が均一性か不均一性か、あるいはこの部分だけなど、透水係数も違うので、実証的に確認しておくべきではないか。

委員 それは流れてきている水の量を把握できれば逆算できる。

事業者 地層の透水性を実態に応じて検討した結果を御報告しているところであります。

委員 検討すべき地層があるならば、実際、どれくらいの水の流れやすいのか。一つの数字で、どれだけ確からしいものか確認したい。

事業者 御指摘のとおり、地層の連続性があったとしても、不均質があるというのは理解しています。万が一、処分場にトラブルがあった時には、敷地境界に到達するまでに手を打たなければなりません。敷地境界までは、井戸があり地層が分かっており、揚水試験も行っています。

委員 これだけのものだから十分な対応ができるが、確からしさが欲しい。透水試験結果に、実際に流れている自噴の井戸との関連性などをベースにして、対応することで説明できれば、物事の説得が強くなる。

事業者 先生の御指摘はわかりました。仮にトラブルが起こったところから敷地境界まで約 200m あるのですが、その範囲については、地層と現場の揚水試験の結果からデータは出せます。

委員 絶対に敷地境界までに止めるという保証をしなければいけない。

事業者 承知しました。

委員 6 キロ流下することを前提に話をすること自体、私に言わせればおかしい。このケースにおいて、最も環境に対して、あってはならないものは一体何だ。この現状をもってすれば、それを起こさないための必要最小限の対応策として、絶対に外に対して影響がさせない事。その方が現実的である。

事業者 事業者としては、猶予時間は 2 年しかないと考え、しかるべき措置をもって敷地境界の外に影響を出してはならないという考えです。久留里までの到達時間は単なる試算としてしか考えていません。

委員 なかなか計算だけでは難しく、むしろ漏水した時にどう対応をとるか、漏水しないように計画を作っているのしょうから、委員の方にわかりやすく説明できる

ようにしていただきたい。

委員 先ほどの計画排水水質についての委員の質疑の中で、基準値と予測値が近いということでしたが、放流の水はどのくらいの量なのか。

事業者 計画排水量が、800 m³です。灌漑期の4月から9月は、排水量を調整します。

委員 オーバーしているということか。

事業者 オーバーしているのかどうか、怒田橋でも見ますということでございます。

委員 全窒素だったらどれくらいあるのか。

事業者 放流口で6mg/L程度です。

委員 御社が原因ではない事もあるのではないかと。モニタリングしてその時の放流水の濃度がものすごく高かったら、これは絞った方がいい。ただ、モニタリングをして、御社からの原因でない事やはっきりしない場合まで対応する必要はあるのか。

事業者 まず放流を停止します。原因の究明、追及をすると申し上げたところで完全混合式で逆算をもう一度行いますと申しましたが、実際、流した水質と到達したところの水質と流量を図りますので、委員がおっしゃるように他の要素が、あるのかないのか、我々のところで検証した時に予測をして、わからない場合には他の要素も考える必要があるかもしれません。ただし、当社の原因と断定できなくても、怒田橋での水質を守ると言った以上、放流を停止する考えです。

委員 了解した。停止することはいい考えである。適切に対応していただきたい。

(事業者退出後)

委員 大気質の「再評価」という言葉ですが、「より適切な排出係数の検討をすること」とした方が良いと思う。

事務局 表現を検討させていただきます。

委員長 意見としては、大体出つくしたように思う。なかなか難しい問題があるが、意見書であげること可能かと思うが、委員の方々どうか。

具体的に言うと、この件を継続して審議しなければならないのか、意見書案で取りまとめてやっていけばいいのか、何か御意見ありますか。

委員長 要は漏洩が起こらないように施設建設をしてもらうということと、運営管理をしていただく、という意見を盛り込むということ、もし何かあった場合には、それなりの対応をしていただかないといけないと思う。

委員 例えば、埋立の過程の中で地震が起こって変状が現れた。変状は日常管理の中において確認することか分からないが、変状の程度によって、いつどんな格好で維持管理をして、手を加えていくのかが全く見えてこない。過去の経験と併せて、対応の仕方を持っておかないと、最近では複合災害も考えられていることから、管理と対応性というものを盛り込むような何かがあっても良いのではないかと。

委員長 やはりどんな風に対応するのか意見書に盛り込んだ方が良い。大体、意見は出つくしたと思うけれども、委員の方々、それで支障がないようなら会長及び副会長で

意見書案を検討して、進めさせていただきたいと思う。課題になったことについては、事業者から回答をいただいて、委員の方にまわさせていただきたいと思う。

それから、意見を出された委員の方に説明と内容確認を別途、お願いしたい。その結果についても他の委員に説明いただいて、その上で意見書案にしたいと思う。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 それでは、意見書案を会長及び副会長と事務局でまとめさせていただくことと、少し懸案になった事項については、事業者の方から説明をいただいて各委員に分かるようにしていただくということで、最終的に意見書案を出させていただきます。